

凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

- JR
- 私鉄
- 自動車専用道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

※事業実施想定区域が該当する対象自治体は、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、白井市、船橋市の6市であり、そのほかその周辺として八千代市、印西市も含めて「計画段階環境配慮書」をとりまとめました。
 ※以下、本図の範囲を「事業実施想定区域及びその周囲」と称します。

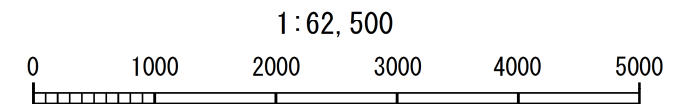


図2.3-2 事業実施想定区域の位置 (2)
 <計画段階評価における本事業の位置 (案)>

2.3.5 その他都市計画対象道路事業に関する事項

1) 位置等の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関するルート案を適切に設定する必要があります。

ルート案については、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的（2.2 に記載）が達成可能であり、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえ、現実的に実施可能な案を設定しました。

2) ルート案の設定にあたっての考え方（複数案を設定しない理由）

本事業は、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的を達成するために、検討を行った経緯（2.1 に記載）を踏まえ、市川市（外環道）～船橋市（国道 16 号）間の専用部（4 車線）約 15km と市川市～鎌ヶ谷市間の一般部（4 車線）約 9km について一体的に整備を進める計画です。

市川市～船橋市間については、昭和 44 年に都市計画決定されています。

都市計画決定から既に 50 年近く経過し、その周辺地域では用途地域が都市計画決定されており、現行の都市計画決定区域に基づいて、土地区画整理事業や鉄道事業等、他の都市計画道路が計画・整備されている状況です。

さらに、鎌ヶ谷市～船橋市間については、周辺に海上自衛隊下総航空基地及び鳥獣保護区が位置していることに加え、一般部（4 車線）は既に整備されており、専用部の事業予定地も既に確保されている状況です。

本事業のルートについては、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的が達成可能であり、かつ、上記のような社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえた結果、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないと考えられます。

（図 2.3-3）。

以上のことから、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とし、複数案を設定しないこととしました。

